

平成29年度

社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会

事業計画

《 基本方針 》

少子高齢社会の一層の進展や人口減少並びに核家族化等に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢のみの世帯が増加し、見守りや介護機能の低下、地域連帯感の希薄化によるコミュニティの脆弱化が叫ばれる中で、多様化及び深刻化する生活課題の解決に向けて、地域住民の理解や参画のもと、地域で解決できる仕組み作り並びに活動展開が必要となっています。

住民が抱えるニーズを明確にして住民と共有し、強固なネットワークによる公私の連携協働によって、課題解決につなげようとする役割は、五所川原市社会福祉協議会の活動原点であり、その組織機能を十分に発揮することが重要です。

また、「社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行されたことから、今まで以上に公益性と非営利性を確保し、説明責任を果たし、地域社会への貢献が義務付けられ、住民が期待する「安心して暮らせる地域福祉づくり」の推進に最大の努力を重ねていくことが、社会からの強い要求であることを再度自覚して、事業展開と法人経営に全力で向き合っていくことが、厳しく課せられております。

本会では、これらのことを改めて認識し、地域住民の中に潜在する不安の軽減と自己実現の支援のために、新しい発想を巡らせ、「社協の特性を活かした行動」「住民と共に取り組む行動」を根底に、平成29年度事業の実施に取り組んで参ります。

《 基本理念 》

『人と人、笑顔でつながり支える 幸せのまち』

ささえあいプラン（第一次五所川原市地域福祉活動計画）の推進

「ささえあいプラン（第一次五所川原市地域福祉活動計画）」は、5カ年計画の4年目を迎え、社会情勢や予算措置の変更等による策定当初の計画に修正や見直しを加えての計画推進となりますが、行政計画である「五所川原市地域福祉計画」との連携・協働のもとに引き続き地域福祉推進に努めて参ります。

基本目標

- 『基本目標1』 みんながつながり、支え合えるまちをつくろう
基本計画① 住民主体の地域福祉活動の推進
基本計画② 当事者の社会参加の促進
- 『基本目標2』 声を受け止め、丁寧な支援が届くしくみをつくろう
基本計画① 広報・啓発活動の充実
基本計画② 福祉ニーズの把握・情報収集
基本計画③ 相談支援体制の充実
- 『基本目標3』 みんなの学びと参加で、大きな福祉の輪をつくろう
基本計画① 福祉意識の高揚と担い手の育成
基本計画② 福祉教育の推進
基本計画③ ボランティア活動の促進
- 『基本目標4』 自分らしく、安心して暮らせるしくみをつくろう
基本計画① 地域生活を支える福祉サービスの推進
基本計画② 安心と自立を支援する事業の推進
基本計画③ 権利擁護の充実
- 『基本目標5』 地域福祉を支える強い基盤をつくろう
基本計画① 組織体制の強化
基本計画② 財政基盤の確保・強化
基本計画③ 指定管理者制度等への取り組み

基本目標1 みんながつながり、支え合えるまちをつくろう

基本計画① 住民主体の地域福祉活動の推進

(1) 地域見守り支え合い事業の実施

「ほのぼのコミュニティ21推進事業」(市受託事業)の平成28年度末をもつての事業廃止を受け、新たに「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」(国庫・市補助事業)受託による、地域における見守り活動推進のため、住民が主体的に実施する見守りや支え合い活動の強化育成及び支援等を目的とし実施します。

①地域における共助の基盤づくり事業(新規)

1) 見守りネットワーク推進事業

民生委員・児童委員、地区社協、町内会、新聞配達業者や宅配業者等民間事業者の協力を促し、地域包括支援センター等関係機関との連携をもって、地域における見守り活動の活性化を推進します。

2) 見守り活動にかかわる普及・啓発事業

見守り活動推進への理解を深め、地域住民による地域全体で見守りが行われるよう、研修・イベント開催や啓発資料作成・配布など普及活動を行います。

3) ボランティア活動促進事業

地域住民によるボランティア活動の一層の促進を目的に、見守り活動を担って頂く協力員に対し、ボランティア活動保険の加入を促進します。

②見守り活動推進事業

希薄になりがちな地域社会の再構築と福祉力向上を目的に、活動の展開・実施に関わる支援を行い、地域の人材発掘・育成、住民の日常的な見守り支援等、地域課題の掘り起こしと解決に向け、より一層の取り組みを推進します。

1) 見守り活動促進事業

地域住民が主体となって取り組む見守り活動を推進し、要援護者の早期発見と対応につなげると共に、地域を拠点としたネットワークを構築することにより地域社会全体で見守る体制を作り、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2) 町内会活動支援事業

地域住民・町内会が主体となり、実施する見守り活動推進のための情報提供など、町内会と一体となった支援を行います。

I. ふれあいほっとサロン事業

身近な集会所等を利用し、ひとり暮らし高齢者等と住民ボランティアとが協働して、自主的に企画・運営する交流・仲間づくり活動を進め、閉じこもりの防止や孤独感の解消、社会参加の促進と見守りを図ります。

II. 除排雪たすけあい事業

高齢者には、特に大きな負担となる除雪作業について、共助支援による日常の見守り及び冬期間も安心して生活できる地域作りを促します。

Ⅲ. ふれあい交流会開催事業

核家族化の進行などによる近隣との人間関係の希薄化を防ぐため、子どもからお年寄りまで、地域の誰もが参加できる交流会を開催し、住民相互の交流保持と地域の連携強化、互いに支え合う地域社会の構築を促します。

Ⅳ. その他の福祉活動事業

地域のあらゆる福祉・生活課題に対し、住民自らが解決・改善を検討する先駆的・開拓的な取り組みを推進し、地域福祉活動の充実と誰もが地域で安心して暮らせる社会の実現活動を支援します。

③町内会等助成事業

住民が主体的に実施する「見守りネットワーク活動推進事業」の展開にあたり、活動経費を助成し、見守り活動や支え合い活動の強化育成、実施に関わる支援を行います。

(2) ふれあい・いきいきサロン

高齢者等を対象に、地域住民とともに研修交流を行い、高齢になっても地域で元気に暮らすことができるよう、楽しさ・生きがい・社会参加の意欲向上に努め、誰もが気軽に参加できるサロン運営の支援をします。

(3) 一人暮らし高齢者のつどいの開催

概ね70歳以上の在宅高齢者等を対象に、生きがいを持ち、健康な生活を営むことができる地域社会の形成を促進するため、各地区社協等が主体となり、地区の特色を活かしながら、楽しく豊かな内容によるつどいを開催します。

(4) 雪片付け支援事業（市委託事業）

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の除雪課題について、関係機関との連携をもとに、障害者福祉施設からの協力を得、除雪等冬期間の不安解消を目的に実施します。

また、日常生活の不安軽減に作用する事業内容について市担当課との協議・調整を進め、課題に対応できる理解・啓発を検討します。

(5) 地区社協・福祉団体活動費助成事業

地域の福祉ニーズに即した住民主体の細かな事業活動の展開にあたり、地区社協及び福祉団体等に対して助成金を交付し、地域福祉の推進を図ります。

基本計画② 当事者の社会参加の促進

(1) 愛の輪レクリエーション大会の開催（県社協・市補助事業）

在宅・施設入所者を問わず、障がいをお持ちの方々が、その家族やボランティアと一堂に集い、交流活動により親睦を深め、自らの活動意欲を育成し、且つ、地域にノーマライゼーションの理解を広げることを目的に平成29年9月16日（土）五所川原市民体育館において開催します。

(2) ケア付き立佞武多実施事業

地域を代表する祭りである「五所川原立佞武多」に、誰もが一緒に参加できるよう、ボランティアが結集して介助や送迎の環境を整え、参加したいと願う在宅高齢者や障がいをお持ちの方の希望実現の支援を目的に平成29年8月4日（金）実施します。

(3) 各当事者福祉団体への支援

① 五所川原市ボランティア連絡協議会

ボランティア活動の発展と地域福祉の向上、各団体の充実を目的とし、互いに連携、協力、情報交換等のため組織された連絡協議会の充実に資するため、事務局運営を推進します。

② 五所川原市共同募金委員会

赤い羽根共同募金運動並びに歳末たすけあい運動を推進し、本会を含め民間社会福祉施設、事業の充実発展のため、その活動資金の啓蒙・啓発を進め、地域住民に協力・理解を求めることを目的に組織化された委員会であり、その充実に資する事務局運営を推進します。

基本目標2 声を受け止め、丁寧な支援が届くしくみをつくろう

基本計画① 広報・啓発活動の充実

(1) 広報紙「社協ごしよがわら」の発行

地域住民に対し、福祉に関する各種情報を積極的に伝えることで、常に福祉活動への認識を促し、本会事業活動への理解と参加協力等を含んだ、広い視野の内容満載な情報発信紙を年6回（奇数月末）発行します。

(2) 「声の社協」の発行

視覚障がいをお持ちの方等が、社会生活上必要な地域の情報を取得できる手段として、本会広報紙を音声化したメディア（コンパクトディスク等）を発行

することにより、障がいをお持ちの方等の福祉増進及び向上を図ります。

(3) ホームページ運営事業

社協活動や各種福祉情報、ボランティア・市民活動センター等の情報を手軽に取得できるよう、本会ホームページを運営し、地域住民が見やすく、わかりやすい情報公開と、タイムリーな情報提供に努めます。

(4) 社協パンフレット及びボランティアガイドブック等の作成

広く住民や関係機関に対し、社協の理念や事業等を理解して頂くためのパンフレット等の作成及び市内のボランティア団体・市民活動団体の情報を広く伝えることを目的としたガイドブックを作成し、地域福祉の理解向上及び社協の活動周知とボランティア活動への啓発を図ります。

基本計画② 福祉ニーズの把握・情報収集

(1) 地域福祉懇談会の開催

地域における福祉ニーズ発見のため、地区社協単位や学区単位で懇談会を開催し、課題の掘り起こしや福祉情報の提供活動を進め、住民の意見・提案を参考とした課題解決方法の検討等、地域福祉活動の活性化を図ります。

(2) メールやアンケートによる意見収集

地域福祉活動推進のため、地域住民からの率直な声を広く収集することを目的とし、電子メールを媒体とした意見収集や、各種会議・研修・イベント等における参加者アンケートに取り組みます。

(3) 福祉制度等に関する情報の収集

高齢者や障がいをお持ちの方に関する公的制度、災害などに関する最新情報を適宜的確に把握し、地域福祉事業のスムーズな運営と検討を行います。

基本計画③ 相談支援体制の充実

(1) 生活福祉なんでも相談所の運営

住民の生活上における困りごと解決につなげるための総合的な相談窓口を開設し、面接及び24時間体制での電話相談を受付けます。また、相談機能増強のために専門機関等ネットワーク強化及び相談支援のスキルアップなど、体制の充実に努めます。

(2) 行政及び専門機関との連携・協力

住民からのあらゆる相談に対応するため、他の社会資源と有機的に連携します。

また、必要に応じ、他の専門機関にも個人情報保護を踏まえたうえで、情報共有に努めます。

(3) 在宅介護支援センター運営事業（市受託事業）

要支援者介護等に関する総合的な相談に応じ、要介護者及び介護者にあつた助言や情報提供と、サービス利用ができるような支援を3拠点において展開します。

- ①五所川原市社会福祉協議会在宅介護支援センター
- ②金木在宅介護支援センター
- ③市浦在宅介護支援センター

基本目標3 みんなの学びと参加で、大きな福祉の輪をつくろう

基本計画① 福祉意識の高揚と担い手の育成

(1) 社会福祉大会の開催

住民が安心して暮らせる住み良い福祉のまちづくりを推進するために、一般市民及び福祉関係者等が一堂に会し、地域福祉推進の意義を認識すると共に、社会福祉の発展に功績のあつた方々を表彰、感謝する式典等を平成29年10月28日（土）ふるさと交流圏民センターで開催します。

基本計画② 福祉教育の推進

(1) 福祉体験学習の開催

市内小学校の児童を対象とし、高齢者疑似体験や車いす体験等を通じ、福祉への関心や理解を深め、思いやりの心や助け合う力を養い、家庭や地域への啓発を図るため、各校からの依頼・問合せに応じて開催します。

(2) ふれあいワークキャンプ事業の開催

福祉コミュニティ確立推進のため、次代を担う生徒・学生が福祉施設等での体験活動やボランティア活動を通じ、自らが社会福祉への関心と理解を見出すと共に、地域福祉への参加意識を高める機会として開催します。

(3) 地域向け出前講座の開催

ふくし出前講座メニューを作成・周知し、町内会や各種団体等からの依頼に応じ、講座開催の支援・調整や職員の派遣、講師の斡旋等を行い、福祉情報の提供や活動の推進を支援します。

基本計画③ ボランティア活動の促進

(1) 五所川原市ボランティア・市民活動センター運営事業

地域住民の福祉意識の高揚とボランティア活動への積極的な参加を促進するために、誰もが気軽に立ち寄れる場所を確保し、関係機関・団体間の連携のもとに、ボランティア活動の振興に必要な支援に対応します。

☆実施運営事業内容

- ボランティア活動の支援・調整・普及
- ボランティア保険事業及び保険料の助成
- アルミ缶プルタブ回収・収集ボランティア事業
- 児童・生徒への福祉体験学習事業
- 要支援者災害時ネットワーク推進
- イベント用備品（物品）の貸出し
- ボランティア団体イベント（立佞武多観覧サービス、焼きいも清掃等）の支援

(2) 五所川原市災害ボランティアネットワークの構築

五所川原市との「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」に基づき、災害発生時に「災害ボランティアセンター」の円滑な運営ができるよう、地域コミュニティの中核的役割を担うべく、平常時から関係機関・団体とのネットワーク、体制強化を図ります。

(3) 福祉避難所の確保及び推進

五所川原市との「福祉避難所の確保に関する協定書」に基づき、災害発生時の「福祉避難所」として、一般避難所での生活に支障があり、特別な配慮を要する者（要援護者）を下記の施設で受け入れます。

- ①五所川原市養護老人ホームくるみ園（五所川原市字幾世森 165 番地 1）
- ②五所川原市地域福祉センター（五所川原市字幾世森 24 番地 38）
- ③金木中央老人福祉センター（五所川原市金木町川倉七夕野 426 番地 11）
- ④金木生活支援ハウス（五所川原市金木町川倉七夕野 426 番地 11）
- ⑤市浦生活支援ハウス（五所川原市相内 321 番地）

(4) 施設行事等への参加促進

社会福祉施設等の各行事の情報を配信し、ボランティア活動の活性化を促し、

高齢者等や障がいをお持ちの方との交流を通じて、更なる社会福祉への意識向上を目指します。また、各種行事の使用設備を貸出し、より充実した実施内容への支援を行います。

基本目標 4 自分らしく、安心して暮らせるしくみをつくろう

基本計画① 地域生活を支える福祉サービスの推進

(1) 介護保険事業

①居宅介護支援事業

高齢者が要介護状態又は、要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援します。

また、被保険者の要介護認定調査業務（行政委託）に介護支援専門員が対応します。

②訪問介護事業

指定訪問介護事業のもと、身体介護・生活援助・介護予防・通院等乗降介助等の介護サービスを訪問介護員等が提供し、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等の自立を支援します。

③訪問入浴介護事業

指定訪問入浴介護事業のもと、利用者の住宅に看護職員及び介護職員等が、訪問入浴車で訪問し、要介護状態にある高齢者等に対し、入浴介護サービスを提供して自立を支援します。

④通所介護事業

指定通所介護事業のもと、利用者の住まいから送迎する形態による入浴、介護、リハビリ等のサービスを看護職員及び介護職員等が提供し、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者等の自立を支援します。

(2) 介護予防事業

①介護予防訪問介護事業

②介護予防訪問入浴介護事業

③介護予防通所介護事業

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）

多様なニーズに対するサービスの充実により、高齢者が安心して在宅生活を

送れるよう、また、介護認定に至らない高齢者の増加や重度化予防を推進するため、市から受託して実施します。

主な内容は、介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防支援事業）、一般介護予防事業です。

(4) 高齢者生きがい活動支援通所事業

高齢者の自立を助長した介護予防を目的に、軽スポーツや趣味活動を取り入れた通所サービスを3拠点において提供します。

(5) 障害者自立支援事業

①居宅介護・重度訪問介護事業・同行援護事業

障害者施策の指定居宅介護事業のもと、居宅支給決定を受けた利用者に対し、身体介護・生活援助・移動支援・通院等乗降介助等のサービスを訪問介護員等が提供し、障がい者の自立を支援します。

②障害者デイサービス事業

障害者施策の指定居宅介護事業のもと、居宅支給決定を受けた利用者に対し、通所サービスを提供し、自立促進、身体機能の維持向上、社会参加を図り、障がい者の自立を支援します。

③障害者移動支援事業

障害者施策の指定居宅介護事業のもと、居宅支給決定を受けた利用者等に対し、屋外等での移動が困難な障がい者に対して、訪問介護員等が外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を支援します。

④障害者相談支援事業

障がい者の意思及び人格を尊重し、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮するとともに、利用者の選択に基づき、適切なサービスを多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう、計画支援を行います。

⑤障害者訪問入浴サービス事業

在宅障害者施策の指定居宅介護事業のもと、居宅支給決定を受けた利用者等に対し、重度利用者の住宅に訪問入浴車で訪問し、看護職員及び介護職員等が、入浴介護サービスを提供して自立を支援します。

(6) 放課後児童健全育成事業（市受託事業）

児童の学校外活動において、健康増進及び情操を豊かにすることを目的に、ふれあいハウスひまわり（五所川原市字幾世森 24 番地 38）を拠点とし、遊び場提供、生活指導の他、地域連携を深め、関係団体等と協働した子育て支援機能をもって児童健全育成活動の推進を図ります。

基本計画② 安心と自立を支援する事業の推進

(1) 緊急通報システム「福祉安心電話サービス事業」（県社協受託事業）

住み慣れた地域社会で、安心して生活できる環境づくりを近隣住民や福祉・保健・医療等の関係団体を結集したネットワークづくりで進めると共に、24時間体制の見守りによる安心を図ります。

また、制度活用上対応できない機器の取替え設置を利用者等に周知し、その需要に備えます。

(2) 電話訪問サービス「お元気ですかコール事業」

福祉安心電話利用会員のうち、希望者に定期的な電話訪問をすることで、悩み事の早期発見、不安の解消、安否確認等に応じます。

また、各関係機関で利用者情報を共有し、適切なサービス事業の展開につなげます。

(3) おしゃべり介護事業

一人暮らし高齢者、障がいをお持ちの方が概ね週2回、1日1時間程度を目安に会話交流をすることで、孤独感や閉じこもりの解消及び精神的・身体的機能の向上を図り、地域社会への参画、生活の質を高めることを目的に事業展開します。

(4) 福祉用具貸与事業

日常生活を福祉用具に頼らざるを得ない高齢者や障がいをお持ちの方へ、貸与基準に基づき必要な福祉用具（介護用特殊寝台や車いす）の貸与を行い、自立度を高め、介護者の介護負担の軽減を図ります。

(5) 生活福祉資金貸付事業（県社協事務委託事業）

低所得者、高齢者又は障がい者世帯等を対象に、資金の貸付と必要な指導援助を行うことで、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉の促進を図り、安定した生活を営めるよう支援します。

○福祉資金 ○総合支援資金 ○教育支援資金 ○不動産担保型生活資金

(6) たすけあい資金貸付事業

低所得等であるために、急な出費などで困窮している世帯を対象に、50,000円を限度とする一時的な小口資金の貸付を無利子で行い、当該世帯の生活安定を支援します。

(7) 福祉移送サービス事業（一般乗用旅客自動車運送事業）

車いす乗車が可能な車両等を用いて、外出が著しく困難な高齢者及び心身障がいをお持ちの方を、日常生活上で必要な外出、医療機関へ輸送（介護輸送・ケア輸送）することにより、利用者の利便性の向上及びその家族の負担軽減、社会福祉の向上を図ります。

(8) 地域歳末たすけあい事業

① デリバリーヘアカット事業

寝たきり高齢者が、サッパリとした気持ちで新年を迎えられるよう、年末年始時期に調髪等の出前サービスを実施します。

② 各地区社協実施事業

年末年始に各地区社協等において、地域歳末たすけあい事業を展開します。クリスマス会・お楽しみ食事会やお土産を持参しての訪問活動、お年玉など、地区ごとのニーズや課題に応じた事業を展開します。

(9) 出張サンタクロース事業（NHK歳末たすけあい事業）

ひとり親世帯の幼児等の希望世帯を対象に、サンタクロースとトナカイがプレゼントを持って訪問・交流し、ひとり親世帯の福祉向上、健全な幼児保育の推進を図ります。

(10) 西北地域自立相談窓口（生活困窮者自立相談支援事業：県社協委託事業）

「生活困窮者自立支援法」（平成27年4月1日施行）に基づき、生活に困窮する方がその困窮状態から脱却し、自立することを支援するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援等を実施すると共に、地域における自立・就労支援等の体制構築を西北地域県民局管内を管轄して推進します。

(11) フードバンクシステムの活用：つがる西北五広域事業

食料品等の調達に苦慮する住民に対して、販売不適品等の寄贈を受け、これを自立支援上必要とする住民に提供するシステムを、つがる西北五社協職員連絡会と連携して、平成28年度に構築されたことから、実態に即したサービス充実を図ります。

基本計画③ 権利擁護の充実

権利擁護センターごしよがわら運営事業

地域における判断能力が十分ではない高齢者や障がいをお持ちの方で、支援が必要となる方の権利擁護に関し、関係機関・関係者がネットワークを構築し、本会事業の適正化の確保、また地域住民の権利を護るための方法、制度活用等を協議支援します。

(1) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

認知症高齢者、知的障がい・精神障がいをお持ちの方など、判断能力が不十分な方の権利擁護を目的に、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、それに伴う日常的な金銭管理等を行い、日常生活維持を行うほか、基幹的社協として五所川原市・鶴田町・中泊町地域を管轄します。

(2) 成年後見事業

判断能力・契約能力の喪失もしくは低下した方へ、成年後見制度に基づき、その成年後見人等を法人として受任し、成年被後見人等の財産管理、身上監護等の権利を擁護します。

(3) 財産あんしんサポート事業

高齢者や障がいをお持ちの方が保有する財産（証書等）を、契約に基づき、安全確実に保管支援する事により高齢者等の安心増進を図ります。

(4) 青森県県外被災者支援事業（青森県生活再建・産業復興局委託事業）

県外で被災し、青森県内へ避難された対象者の住居を支援員が訪問して、困りごとや悩み等を聞き、必要なアドバイスを行うとともに、要望などを対象者に代わって、関係機関へ伝える等の活動を展開します。

基本目標 5 地域福祉を支える強い基盤をつくろう

基本計画① 組織体制の強化

(1) 法人（会務）の適正な運営

①理事会・評議員会・監査会の開催

○理事会

平成29年6月・・・平成28年度事業報告及び収支決算審議
会長、副会長の選任

平成29年9月・・・平成29年度後期事業展開等に関する検討
平成30年1月・・・平成29年度収支補正予算（案）審議
平成30年3月・・・平成30年度事業計画（案）及び収支予算（案）審議

○定時評議員会

平成29年6月・・・平成28年度事業報告及び収支決算承認
理事、監事の選任

○臨時評議員会

平成30年1月・・・平成29年度収支補正予算（案）審議
平成30年3月・・・平成30年度事業計画（案）及び収支予算（案）承認

○監査会

平成29年6月・・・平成28年度事業報告及び収支決算会計等の監査
平成29年10月・・・平成29年度中間監査

※上記以外にも、必要に応じ各会議を開催します。

②部会委員会の設置

本会の事業運営、社会福祉事業の専門的事項に関し、調査、研究等を行なう部会及び委員会を設置し、必要に応じ開催します。

（2）地区社協や各種団体・関係機関との連携・協働

地域福祉を進めていくうえで、地区社協及び各種団体・関係機関等のそれぞれの機能を活かしながら、役割分担を明確にしつつ、地域の福祉課題を共有し、課題解決に向けた取り組みを行っていくため、より一層の連携・協働を図ります。

（3）職員の資質向上

社会福祉の専門職として、職員の資質向上のため、各種研修会への積極的な参加等により、変わりゆく制度や情報を的確に把握し、対応する力を身につけます。

（4）管理職会議等の開催

事務事業等を推進するため、事務局長及び支所長等の管理職会議（経営会議）を開催し、意思統一及び職務遂行の中心として、各事業の現状把握に努め、根幹となる内部牽制を含めた組織運営を図ります。

（5）各部署定例会議の開催

各課、各部署あるいは業務別会議などを随時開催し、業務上の課題解決のための方策を話し合い、意思統一のとれた業務の推進・連携を図ります。

基本計画② 財政基盤の確保・強化

(1) 会員会費制度の周知と拡大

地域福祉活動への財源確保のため、住民等が社協活動の重要性を理解し、社協会員として継続的に地域福祉に参加・協力して頂けるよう民間法人の特色を發揮し、積極的な周知に努め、会員（一般会員・賛助会員）の拡大を推し進める期間や方法を検討し、実践します。

(2) 赤い羽根共同募金等の促進

住民等へ赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の趣旨を理解頂き、募金活動への協力を依頼すると共に、募金実績による配分金の拡大を目指し、地域福祉の向上を推し進めます。

(3) 有料広告の利用促進

社協広報紙（社協ごしよがわら）へ広告掲載を希望する民間企業等を積極的に募集し、広告料収入の増額を推し進めます。

(4) 公費助成の確保

社会福祉協議会が公共性の高い地域福祉推進の中核的組織であることを基礎とし、その事業充実のための補助金・受託金の継続的な支援を働きかけます。

基本計画③ 指定管理者制度等への取り組み

(1) 五所川原市養護老人ホームくるみ園管理運営事業

入所者の人権や意志を尊重し、健康で潤いと生きがいのある生活を維持できる環境を提供すると共に、入所者の自立のための援助や社会参加の促進に努め、高齢者福祉の向上を図ります。

また、自立した生活や社会適応が困難な高齢者の一時的利用（高齢者生活管理指導短期宿泊事業）で、生活習慣等の指導、体調の調整、要介護状態への進行を防ぎます。

○五所川原市養護老人ホームくるみ園（五所川原市字幾世森 165 番地 1）

(2) 五所川原市地域福祉センター管理運営事業

福祉ニーズに対応した活動を幅広く展開し、住民に地域福祉活動の普及・啓発及び各種福祉情報の提供等を図り、地域の総合福祉活動の拠点としての機能を確立・發揮します。

○五所川原市地域福祉センター（五所川原市字幾世森 24 番地 38）

(3) 金木中央老人福祉センター管理運営事業

地域に開放された福祉センターとして、高齢者等の福祉と健康の増進を図ることを目的に、各種相談への対応及び団体等の活動推進、週6日間（月曜日定休）の温泉入浴を住民に提供します。

○金木中央老人福祉センター（五所川原市金木町川倉七夕野 426 番地 11）

(4) 生活支援ハウス管理運営事業

高齢者等に対して、金木生活支援ハウス（入居定員12名）、市浦生活支援ハウス（入居定員20名）において、介護支援機能・居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者等の福祉の増進を図ることを目的に2拠点にて事業を行います。

○金木生活支援ハウス（五所川原市金木町川倉七夕野 426 番地 11）

○市浦生活支援ハウス（五所川原市相内 321 番地）

平成29年度

資金収支予算書

社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会

資金収支予算

(自) 平成 29 年 04 月 01 日 (至) 平成 30 年 03 月 31 日

法人合計

五所川原市社会福祉協議会

(単位:千円)

勘 定 科 目		本年度予算額	
事業活動による収支	収入	会費収入	3,370
		寄附金収入	1,430
		経常経費補助金収入	44,744
		受託金収入	195,975
		貸付金事業収入	600
		事業収入	3,753
		介護保険事業収入	296,835
		事務費収入	1,200
		障害福祉サービス等事業収入	17,984
		助成金収入	430
		受取利息配当金収入	30
		その他の収入	451
		事業活動収入計	566,802
	支出	人件費支出	370,122
	事業費支出	170,038	
	事務費支出	8,715	
	貸付事業支出	600	
	共同募金配分金事業費	1,487	
	助成金支出	4,840	
	負担金支出	1,160	
	事業活動支出計	556,962	
	事業活動資金収支差額	9,840	
施設整備収支	収入	施設整備等収入計	0
	支出	固定資産取得支出	12,000
		施設整備等支出計	12,000
		施設整備等収支差額	-12,000
その他の活動による収支	収入	基金積立資産取崩収入	12,000
		事業区分間繰入金収入	12,898
		拠点区分間繰入金収入	19,686
		その他の活動収入計	44,584
	支出	事業区分間繰入金支出	12,898
		拠点区分間繰入金支出	19,686
		その他の活動による支出	9,840
	その他の活動等支出計	42,424	
	その他の活動収支差額	2,160	
	予備費支出	0	
	当期資金収支差額合計	0	
	前期末支払資金残高	0	
	当期末支払資金残高	0	